

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
定期積金規定 1. ～ 8. (省略) 9. (自動満期処理の特約) 前記第 8 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(満期日が休日 の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額について あらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。 (1) (省略) (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳 に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。 ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第 1 項第 3 号の指定により定期貯金を作成し た場合の残額とします (3) ～ (4) (省略) 1 0. ～ 2 3. (省略) 以 上 <u>(令和 6 年 4 月 1 日現在)</u>	定期積金規定 1. ～ 8. (省略) 9. (自動満期処理の特約) 前記第 8 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(追加)</u> に自動 的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱いま す。 (1) (省略) (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳 に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。 ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第 1 項第 3 号の指定により定期貯金を作成し た場合の残額とします (3) ～ (4) (省略) 1 0. ～ 2 3. (省略) 以 上 <u>(令和 4 年 4 月 1 日現在)</u>